

公立大学法人京都市立芸術大学ティーチング・アシスタント就業規則

(令和3年12月21日理事長決定)

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務するティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 TAの就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

(規則の遵守)

第3条 法人及びTAは、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

(勤務条件の明示)

第4条 法人は、TAの雇用に際しては、報酬、勤務時間、その他の勤務条件を書面により明示する。

(雇用期間)

第5条 TAの雇用期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる要件を備え、引き続き雇用期間が5年を超えない場合に限り、更新することができる。

- (1) 現に在籍する学生の場合は、本人の学業成績が優秀であること
- (2) 雇用期間内の勤務実績が良好であること
- (3) 別に定める基準を満たすこと

(勤務時間等)

第6条 TAの勤務時間、休日及び休暇等は、個人ごとに定める。ただし、 Semester平均で週10時間以内かつ法人との他の雇用契約と合わせて週20時間以内で、TAの修学・研究活動等に支障を生じない範囲とする。

(雇用期間の終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、TAとしての雇用は終了したものとする。ただし、第3号において、休学の理由等から勘案しTAに従事することに支障がないと認められるときはこの限りでない。

- (1) 雇用期間が満了したとき 満了日
- (2) TAが死亡したとき 死亡日
- (3) TAが京都市立芸術大学大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- (4) TAが留学を申し出たとき 留学開始日の前日
- (5) 外国人であるTAの出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
- (6) やむを得ない事由により法人又はTAが雇用の中断を申し出たとき 法人が終了日と認めた日

(報酬)

第8条 TAの報酬は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程の学生及び学部卒業生 1時間当たり1,100円
 - (2) 博士（後期）課程の学生及び修士課程の修了生 1時間当たり1,200円
 - (3) 博士（後期）課程の修了生 1時間当たり1,400円
- 2 前項の報酬は、法人の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。
- 3 給与は時間給のみとし、他の給与は支給しないものとする。ただし、現に在籍する学生以外の者には、通勤費用を支給する。
- 4 前項ただし書に規定する通勤費用の額は、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤講師就業規則（以下「非常勤講師就業規則」という。）第17条第1項に規定する非常勤講師の通勤費用の例による。

(非常勤講師就業規則の準用)

第9条 非常勤講師就業規則のうち、第9条（解雇）、第10条（解雇制限）、第11条（解雇予告）、第12条（退職後の責務）、第13条（退職証明書）、第18条（報酬の支給方法）、第19条（報酬及び費用弁償の支給期日）、第21条（報酬の減額特例）、第22条（1月平均の勤務時間数）、第23条（端数計算）、第24条（誠実義務）、第25条（服務心得）、第26条（遵守事項）、第27条（倫理の保持）、第28条（ハラスメントの防止等）、第29条（入構禁止又は学外退去）、第30条（出退勤）、第31条の2（育児又は介護に関する休暇等）、第33条（損害賠償）、第34条（安全及び衛生）、第35条（健康診断）、第36条（出張）、第37条（旅費等）、第38条（社会保障等）、第39条（福利厚生事業）、第40条（物品の貸与）、第41条（災害補償）及び第42条（不服申立て）の規定は、TAに準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、この規程に基づくTAの雇用の始期は、令和4年4月1日以降とする。

（経過措置）

- 2 令和3年度において法人の職員であった者を、令和4年度においても同一の業務内容でTAとして雇用する場合であって、その雇用が継続している間の報酬については、第8条1項及び第3項の規定に関わらず、なお従前の報酬を保証するものとする。